第659回兵庫地方最低賃金審議会

日時:令和5年5月26日(金)10:00~

場所:神戸クリスタルタワー16階

第3共用会議室

(神戸市中央区東川崎町1-1-3)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
- (1) 兵庫地方最低賃金審議会の会長選出等について
- (2) 兵庫県最低賃金の発効日等について
- (3) 今年度の実施視察・意見聴取について
- (4) その他
- 3 閉 会

資料目次

資料 No.1:今後の予定案(令和5年度、兵庫県最低賃金の改正関係)

資料 No.2: 令和 5 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地賃・特賃)

資料 No.3: 令和5年度実地視察・意見聴取実施案

資料 No.4: 説明資料 (地域別最低賃金編)

資料 No.5: 説明資料 (特定最低賃金編)

資料 No.6: 中央最低賃金審議会 目安制度の在り方に関する全員協議会報告について

第54期兵庫地方最低賃金審議会委員名簿

令和5年4月1日

	氏	 名	所 属	役 職
		I 巨利	大阪商業大学 総合経営学部	教 授
公	サカモト	知可	神戸花くま法律事務所	弁 護 士
益代	^{サクラマ} 桜間	^{七月7‡} 裕章	株式会社 神戸新聞社	元論説委員長
表	センダ	**** 直毅	神戸学院大学 経営学部	教 授
	ヤマグチ	^{タカヒテ} 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部	教 授
	10 ^{サ‡} 岩崎	和人	JAM山陽	書記長
労働	小西	51.3.5 啓介	基幹労連兵庫県本部	事務局長
者	ダンジョウ 檀上	重都子	U A ゼンセン兵庫県支部	主 任
代	堀井	^{セッヤ} 説也	電機連合兵庫地方協議会	事務局長
	モリタ 森田	直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会	副事務局長
	クラモト 倉本	^{シンジ} 信二	三ツ星ベルト株式会社	取締役 常務執行役員 人事部部長
使用用	e ガワ 瀬川	里志	兵庫県中小企業団体中央会	専 務 理 事
者	マッオカ 松岡	ナオヤ 直哉	兵庫県経営者協会	労働政策部長
代 表	マッシタ松下	ヵ 田佳子	川上塗料株式会社	取締役経理部長
	ョシヵヮ 告 川	^{カズとロ} 和宏	山陽特殊製鋼株式会社	人事・労政部 プロスタッフ主査

任期:令和5年4月1日~令和7年3月31日

(五十音順)

今後の予定案(令和5年度、兵庫県最低賃金の改正関係)

7月3日(月)午前 第660回兵庫地方最低賃金審議会

7月14日(金)午前 第661回兵庫地方最低賃金審議会

7月31日(月)午前 第662回兵庫地方最低賃金審議会 同日、本審後 第1回兵庫県最低賃金専門部会

8月2日(水)~8月7日(月)の間

第2回~第4(5)回 兵庫県最低賃金専門部会

8月7日(月)午後 第663回兵庫地方最低賃金審議会

8月23日(水)午前 第664回兵庫地方最低賃金審議会

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

10月1日(日)発効とするためには、8月7日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申	15日	異議申出	8営業日	官報	30日	発効
(要旨公示)		締切		公示		
8月1日(火)		8月16日(水)		8月28日(月)		9月27日(水)
8月2日(水)		8月17日(木)		8月29日(火)		9月28日(木)
8月3日(木)		8月18日(金)		8月30日(水)		9月29日(金)
8月4日(金)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月5日(土)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月6日(日)		8月21日(月)		8月31日(木)		9月30日(土)
8月7日(月)		8月22日(火)		9月1日(金)		10月1日(日)
8月8日(火)		8月23日(水)		9月4日(月)		10月4日(水)
8月9日(水)		8月24日(木)		9月5日(火)		10月5日(木)
8月10日(木)		8月25日(金)		9月6日(水)		10月6日(金)
8月11日(金)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月12日(土)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月13日(日)		8月28日(月)		9月7日(木)		10月7日(土)
8月14日(月)		8月29日(火)		9月8日(金)		10月8日(日)
8月15日(火)		8月30日(水)		9月11日(月)		10月11日(水)
8月16日(水)		8月31日(木)		9月12日(火)		10月12日(木)
8月17日(木)		9月1日(金)		9月13日(水)		10月13日(金)
8月18日(金)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月19日(土)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月20日(日)		9月4日(月)		9月14日(木)		10月14日(土)
8月21日(月)		9月5日(火)		9月15日(金)		10月15日(日)
8月22日(火)		9月6日(水)		9月19日(火)		10月19日(木)
8月23日(水)		9月7日(木)		9月20日(水)		10月20日(金)
8月24日(木)		9月8日(金)		9月21日(木)		10月21日(土)
8月25日(金)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月26日(土)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月27日(日)		9月11日(月)		9月22日(金)		10月22日(日)
8月28日(月)		9月12日(火)		9月25日(月)		10月25日(水)
8月29日(火)		9月13日(水)		9月26日(火)		10月26日(木)
8月30日(水)		9月14日(木)		9月27日(水)		10月27日(金)
8月31日(木)		9月15日(金)		9月28日(木)		10月28日(土)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申	15日	異議申出	10営業日	官報	30日	発効
(要旨公示)		締切		公示		
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)

令和5年度 兵庫地方最低賃金審議会による実地視察及び意見聴取について(案)

1 実地視察

(1)実地視察対象事業場の選定基準

- ア 地域別最低賃金の適用を受ける業種
- イ 基礎調査において最低賃金の引上げによる影響率が高い業種
- ウ 中小企業

(2)令和5年度実地視察事業場(案)

最低賃 金の別	日本標準産業分 類(大分類)	主な対象業種	地域
地	宿泊業、飲食サ ービス業	旅館、ホテル、飲食店など	県下全地区
域	卸売業、小売業	飲食料品卸売業・小売業、衣服卸売業・ 小売業、機械器具卸売業・小売業など	県下全地区
別	生活関連サービス 業、娯楽業	洗濯業、理容業、美容業、旅行業、スポーツ施設提供業、公園・遊園地など	県下全地区

(3)過去2年間の実施状況

令和4年度

業種	地 域	規模	参加委員数		
宿泊業	神戸市	32 名	3名		
小売業	神戸市	26 名	3名		
自動車小売業	神戸市	34 名	3名		

令和3年度

業種	地域	規模	参加委員数		
小売業	尼崎市	98名	3名		
食料品製造業	明石市	60 名	3名		
自動車小売業	-	-	-		

(4) 実施時期

令和5年6月~同年7月上旬

2 意見聴取

(1) 意見聴取対象事業場の選定基準

特定最低賃金の適用を受ける業種

(2) 令和5年度意見聴取事業場(案)

業種	地域
塗料製造業	県下全地区
輸送用機械器具等製造業	県下全地区
計量器等製造業	県下全地区

(3)過去2年間の実施状況

令和4年度

業種	地 域	規 模	
鉄 鋼 業	神戸市	96名	
はん用機械器具等製造業	神戸市	58 名	
電子部品等製造業	神戸市	8名	
自動車小売業	神戸市	34名	

令和3年度

業種	地 域	規模
塗料製造業	三田市	130 名
輸送用機械器具製造業	尼崎市	63 名
計量器等製造業	神戸市	31 名

(4)実施時期

令和5年7月中旬頃

地方最低賃金審議会委員 説明資料

<地域別最低賃金編>

兵庫労働局 賃金室 令和5年4月

最低賃金制度について

1.制度趣旨

最低賃金制度とは、国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その額以上の賃金を支払わなければならないこととするもの。パートタイム労働者を含むすべての労働者とその使用者に適用される。

精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者、試用期間中の者、認定職業訓練を受ける者等は労働局長の許可に基づき減額して適用することが可能。

2.地域別最低賃金

各都道府県ごとに、産業や職種を問わず決定。

毎年、中央最低賃金審議会から示される引上げ額の目安を参考にしながら、地域の実情も踏まえ地方最低賃金審議会の調査審議を経て改定。

地域別最低賃金額の推移(全国加重平均)

改定年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
改定額(円)	664	665	668	673	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930	961
目安額(円)	0	示す ₁	3	3	14	15 (12) ²	7~9 (示さず) 1,2	15 (10) ²	6 (2) ²	7 (4) ²	14 (14) 2	16 (16) ²	18	24	25	26	27	示ず。	28	31
対前年度引上げ額 (円)	1	1	3	5	14	16	10	17	7	12	15	16	18	25	25	26	27	1	28	31
対前年度引上げ率	0.2%	0.2%	0.5%	0.7%	2.1%	2.3%	1.4%	2.4%	1.0%	1.6%	2.0%	2.1%	2.3%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%	0.1%	3.1%	3.3%

- 1) 「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安を示さない」とした。
- 2) H20年度からH26年度の括弧内は、生活保護との乖離解消のための引上げ額を除いた金額。(H19年最低賃金法改正により、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮することとされた。)
- (3)「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とした。

3.地域別最低賃金の決定基準

最低賃金は、 労働者の生計費、 労働者の賃金の状況、 企業の賃金支払能力を総合的に勘案して定めるものとされており、 を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

4. 罰則

最低賃金法 第四十条

第四条第一項 の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

目安制度とは何か

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、47都道府県を4つのランクに分け、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示することとした。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

令和4年8月2日 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)(抄)

- 1 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

令和4年8月1日 令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解(抄)

1 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。 令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	31円
В	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31円
С	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30円

令和4年度 地域別最低賃金額改定の目安について

令和4年8月3日、中央最低賃金審議会から厚生労働大臣に対し、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われ、「引上げ額の目安については、A~Bランクおいて31円、C~Dランクにおいて30円」とし、「地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」とされた。

<ランク別の目安額>

ランク	都道府県	令和4年度	(令和3年度)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	3 1円	28円
В	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	31円	28円
С	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	30円	28円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	30円	28円

<参考>最低賃金の最高額と最低額の比率の推移

改定年度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2	R 3	R 4
最高額と最低額 の比率	76.2%	76.4%	76.6%	76.9%	77.3%	78.0%	78.2%	78.8%	79.6%
最高額 - 最低額	211円	214円	218円	221円	224円	223円	221円	221円	219円

令和4年度中央最低賃金審議会における労使の主張等

労働者側

本年の春季生活闘争における賃上げの流れを最低賃金の引上げにつなげ、最低賃金近傍で働く者の労働条件向上へ波及させるべき。

昨今の急激な物価上昇が働く者の生活に影響を及ぼしており、生活水準の維持・向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。

○ 本年度は「誰もが時給1,000円」への通過点として、「平均 1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安 が必要である。

使用者側

中小企業を取り巻〈経営環境は、企業規模や業種により回復基調の格差が生じ、さらに、感染症の影響による景気の低迷、ウクライナ侵攻に対する金融制裁、エネルギー問題などの影響を大き〈受け、予断を許さない状況である。

各種データによる明確な根拠を基に、納得感のある目安額を提示できるよう、最低賃金法第9条における3要素に基づき慎重な審議を行うべき。

今年度はコロナ禍においても雇用を維持しながら、必死に経営を維持してきた企業の「通常の事業の賃金支払能力」を最も重視して審議すべき。

公益委員見解

賃金については、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げの水準が反転していることに加え、今年の賃金改定状況調査結果における賃金上昇率は、平成14年以降最大である。

労働者の生計費については、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案すれば、今年度の引上げ率は、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準とすることが考えられる。さらに、最低賃金について、政府が「できる限り早期に全国加重平均が1000円以上」となることを目指していることも踏まえれば、可能な限り最低賃金を引き上げることが望ましい。

通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況において、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、労働分配率が比較的高い中小企業・小規模事業者においては、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくない。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

4

令和4年度 地域別最低賃金額一覧

ラ ン ク	都	道府県	名		抵賃金I 円】(時間額		発効年月日		ランク	都道府県	名		低賃金	時間額		発効年月日
	東		京	1072	(1041)	令和4年10月1日	Ī		和 歌	山	889	(859)	令和4年10月1日
	神	奈	Ш	1071	(1040)	令和4年10月1日			福	井	888	(858)	令和4年10月2日
_	大		阪	1023	(992)	令和4年10月1日		\sim	Щ	П	888	(857)	令和4年10月13日
Α	埼		玉	987	(956)	令和4年10月1日		С	宮	城	883	(853)	令和4年10月1日
	愛		知	986	(955)	令和4年10月1日			香	Ш	878	(848)	令和 4 年 10 月 1 日
	干		葉	984	(953)	令和4年10月1日			徳	島	855	(824)	令和4年10月6日
	京		都	968	(937)	令和4年10月9日			福	島	858	(828)	令和4年10月6日
	兵		庫	960	(928)	令和4年10月1日			青	森	853	(822)	令和4年10月5日
	静		岡	944	(913)	令和4年10月5日			岩	手	854	(821)	令和4年10月20日
	Ξ		重	933	(902)	令和4年10月1日			山	形	854	(822)	令和4年10月6日
	広		島	930	(899)	令和4年10月1日			愛	媛	853	(821)	令和4年10月5日
В	滋		賀	927	(896)	令和4年10月6日			熊	本	853	(821)	令和4年10月1日
	栃		木	913	(882)	令和4年10月1日			長	崎	853	(821)	令和4年10月8日
	茨		城	911	(879)	令和4年10月1日		_	鹿児	島	853	(821)	令和4年10月6日
	長		野	908	(877)	令和4年10月1日		D	宮	崎	853	(821)	令和4年10月6日
	富		Щ	908	(877)	令和4年10月1日			秋	田	853	(822)	令和4年10月1日
	Щ		梨	898	(866)	令和4年10月20日			島	根	857	(824)	令和4年10月5日
	北	海	道	920	(889)	令和4年10月2日			鳥	取	854	(821)	令和4年10月6日
	岐		阜	910	(880)	令和4年10月1日			高	知	853	(820)	令和4年10月9日
	福		岡	900	(870)	令和4年10月8日			佐	賀	853	(821)	令和4年10月2日
C	奈		良	896	(866)	令和4年10月1日			大	分	854	(822)	令和4年10月5日
	群		馬	895	(865)	令和4年10月8日			沖	縄	853	(820)	令和4年10月6日
	岡		Щ	892	(862)	令和4年10月1日									
	石		Ш	891	(861)	令和4年10月8日			全国加重平	均額	961	(930)	
	新		潟	890	(859)	令和4年10月1日									

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会について

毎年度の地域別最低賃金改定にあたっては、中央最低賃金審議会より地方最低賃議会に対して目安を示すこととしている。この目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年ごとに見直しを行っている。

平成29年の全員協議会報告では、ランク区分に用いる指標の見直し等について取りまとめ。今後の見直しについては、「5年ごとに見直しを行い、平成34年度(2022年度)以後、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である」としている。

これを受け、令和3年5月以降、計11回全員協議会を開催し、令和5年4月6日に全員協議会報告をとりまとめた。

中央最低賃金 審議会

本審は議事・議事録ともに公開

目安に関する 小委員会

議事は非公開、議事録は3者が揃った場面のみ追って公開

毎年度の地域別最低賃金額改定の目安について調査審議すること。

昭和53年度から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るとともに、地賃の円滑な審議に資するよう、中賃が、47都道府県を数ランクに分け、ランク毎に地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地賃へ提示することとした(目安制度。中賃の合意による運用であり、法令上の規定はない)。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の「参考」として示すものであって、これを拘束するものではないこととされている。

目安制度の 在り方に関する 全員協議会

議事は非公開、議事録は追って公開

目安制度の在り方について調査審議すること。

昭和57年7月の全員協議会設置以降、断続的に検討が進められてきたが、平成7年全員協議会報告において「今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当」とされたことを踏まえ、ランク区分も含めて概ね5年毎に見直しを行っている。

目安制度の在り方に関する全員協議会報告(令和5年4月6日中央最低賃金審議会了承)のポイント

1.中央最低賃金審議	遠会における目安審議の在り方
(1)あるべき水準	最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、 <u>引き続き労使で議論</u> することが適当であるとの結論に至った。
(2)政府方針への配 意の在り方	目安審議においては、時々の事情として政府方針も勘案されているが、 <u>最賃法に基づく3要素(労働者の生計費、賃金、通常</u> の事業の賃金支払能力)のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要。
(3)議事の公開	議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、 <mark>公労使三者が集まって議論を行う部分につ</mark> いては、公開することが適当
2.地方最低賃金審議	養会における審議に関する事項
(1)目安の位置付け	目安は、 <u>地賃の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするもの</u> であって、 <u>地賃の審議を拘束するも</u> <u>のではない</u> ことを改めて確認した。
(2)ランク制度の在り 方(ランク区分の見 直しを含む)	ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。 47都道府県の総合指数()の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなること等を踏まえ、ランク数は4か63に見直す。 賃金動向をはじめとする19指標を総合化した指数。各都道府県の経済実態とみなし、従来から各ランクへの振り分けに用いている。 ランクの振り分けについては、特に地域間格差の拡大抑制・ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるよう、・3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地域は現行のAランクと同じとし、・ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする等の考え方を総合的に勘案し、決定。
(3)発効日	発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最賃法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、 地方最低賃金審議会に周知することが適当。

3. 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料

技術的な見直しを行った。

4. 今後の見直しについて

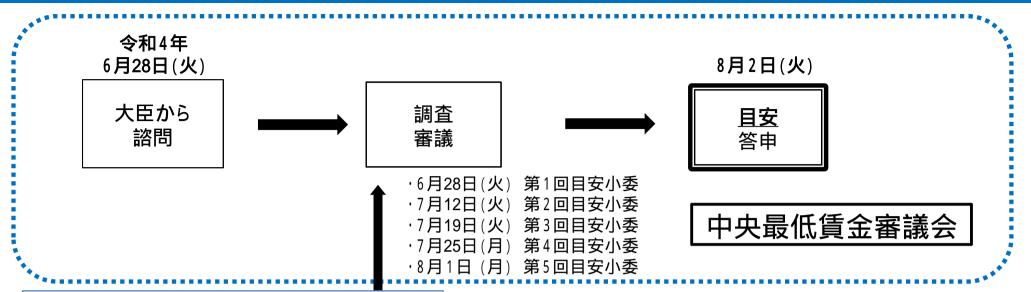
概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度(2028年度)を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。

令和5年度から適用される目安のランク

ランク	令和5年度~	(適用労 働者数の 比率)
Α	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、高根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡 (28道府県)	44.2%
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、 高知、佐賀、長崎、熊本、大分、 宮崎、鹿児島、沖縄 (13県)	10.6%

ランク	(参考)平成29年度~令和4年度	(適用労働 者数の比 率)
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、 愛知、大阪 (6都府県)	45.2%
В	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島(11府県)	20.4%
С	北海道、宮城、群馬、新潟、 石川、福井、岐阜、奈良、 和歌山、岡山、山口、徳島、 香川、福岡 (14道県)	21.0%
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄 (16県)	13.5%

地域別最低賃金額の改正決定の手順



<中央最低賃金審議会で議論の参考としている各種指標>

名目GDP、完全失業者数・完全失業率、有効求人倍率、消費者物価指数、賃金・労働時間指数の推移、春闘結果、夏期賞与・一時金妥結状況、未満率・影響率の推移、日銀短観による業況判断、中小企業景況調査による業況判断、法人企業統計の労働生産性、最低賃金に関する実態調査結果、県民所得、標準生計費など



中央最低賃金審議会は、全都道府県をA·B·C·Dの4つのランクに分けて、改定額の「目安」を提示。 地方最低賃金審議会では、この目安を参考に、地域の実情を踏まえて、改定額の詰めの審議が行われる。



·7月29日~8月5日専門部会

)各地域の労使は答申があった日から15日間 異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

地方最低賃金審議会での流れ(参考例)

第1回 地方最低賃金審議会(7月上旬~)

- ・労働局長による改正諮問
- ·審議会令第6条第5項の議決()の有無
- (専門部会での議決が全会一致で行われた場合に、同議決をもって、本審の決議とみなすという議決。)



第2回 地方最低賃金審議会(7月下旬頃)

- ・中央最低賃金審議会での目安伝達
- ・労使の主張



第1回 専門部会(7月下旬頃)

- ・部会長・同代理の選出
- ・事務方からの関連資料の説明
- ・関係労使からの意見聴取の実施の有無(
- (法令上、関係労使の意見を聴取する必要があるが、 実際に専門部会等の場において、直接聴取を行うかどう かを諮ること)



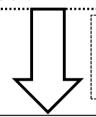
第2回~第4回 専門部会(7月下旬~8月上旬)

- ·金額審議
- ・部会報告の決定



第3回 地方最低賃金審議会 (8月上旬)

- ・部会報告についての審議
- · 答申文の決定



答申文の公示(15日間)

答申文に意見のある者は、異議申し立てを 行うことができる。

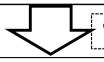
第4回 地方最低賃金審議会(8月下旬)

- ・異議内容についての審議
- ・答申文の決定



労働局長への答申

労働局長による改正決定



官報公示(30日間以上)

発効(効力発生)

政労使の意見交換の場(令和5年3月15日)の岸田総理発言

本日は、春季労使交渉の集中回答日であり、今後の中小企業や小規模事業者の賃金交渉に向けて、労使の代表の皆さんと意見交換の場を持ちました。

賃上げは、新しい資本主義の最重要課題です。

本日も、経団連会長から、多〈の大手企業が高い支給水準の回答を出すなど積極的な対応が表明されたとの 御報告がありました。

また、日本商工会議所会頭から、大企業における賃上げの動きが中小企業、小規模事業者に広がっていくために、取引適正化などが不可欠であるとの御発言がありました。

政府としても、政策を総動員して、環境整備に取り組みます。

中小・小規模企業の賃上げ実現には、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である点について、 基本的に合意がありました。政府としても、公正取引委員会の協力の下、労務費の転嫁状況について業界ごとに 実態調査を行った上で、これを踏まえて、労務費の転嫁の在り方について指針をまとめてまいります。また、業界団 体にも、これまで政府で実施した各般の価格転嫁に関する調査の結果を踏まえ、自主行動計画の改定・徹底を 求めます。

また、男女間賃金格差の是正や、非正規労働者の方々の賃金引上げは極めて重要です。

<u>最低賃金について、昨年は過去最高の引上げ額となりましたが、今年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただきたいと思っております。</u>

また、地域間格差の是正を図るため、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げることも 必要です。

この夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても議論を行っていきたいと思っております。 さらに、同一労働同一賃金の施行の徹底について、今月から本格的に取り組む、全国321か所の労働基準監督署による調査を踏まえ、年内に格差の状況をフォローアップし、その後の進め方を検討していきます。

成長と分配の好循環の実現のための転換点がこの春の賃金交渉であり、本日お集まりの皆様の御協力をお願いいたします。

また、リスキリングによる能力向上、職務に応じた適正なスキルの評価、自らの選択による労働移動の円滑化、この三位一体の労働市場改革を実施することにより、さらにその先に、構造的な賃金引上げを目指してまいります。

都道府県別の影響率(令和3年)

- Aランクの神奈川が最も高い。同じAランクでは、神奈川のほか埼玉、愛知、大阪などが高いが、東京は全国平均を下回っている。
- Dランクでは青森、鹿児島などは高いが、島根、沖縄、長崎などは全国平均を下回っている。

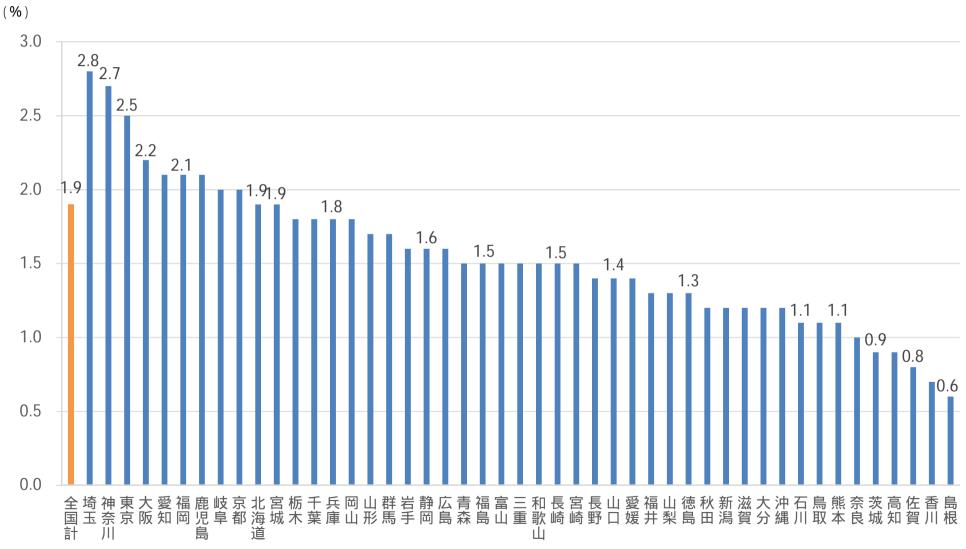
(%) 10.0 9.5 9.0 7.9 8.0 7.07.07.0 7.0 6.46.46.3 6.2 26.0 5.9 5.8 5.6 5.6 5.5 5.5 5.5 6.0 5.4 5.3 5.3 5.0 4.0 3.0 2.0 1.0 全神埼北青大鹿秋愛兵京静福岐宮千和長栃宮愛東長岩三山熊山広大岡佐沖新奈福高群山富石島福茨徳島滋香国奈玉海森阪児田知庫都岡岡阜崎葉歌崎木城媛京野手重口本形島分山賀縄潟良島知馬梨山川根井城島取賀川計川 道 島 山

出典「令和3年賃金構造基本統計調查 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

都道府県別の未満率(令和3年)

• 埼玉、神奈川、東京、大阪、愛知の順に高く、Dランクでは鹿児島が平均を上回っている。



出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

(注)賃金構造基本統計調査は、事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所については企業規模5~9人に限る)を調査対象としている。

業種別の影響率(令和3年)

- ●賃金構造基本統計調査(常用労働者数5人以上)により、業種別に影響率を見ると、「宿泊業,飲食サービス業」、 「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が高い。
- 最低賃金引上げの影響を受ける者の数(推計)を見ると、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」 が多い。



出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果

(%)

- (参考)最低賃金引上げの影響を受ける者(推計値)[右軸]

(人)

- (注)1.影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 - 2.最低賃金引上げの影響を受ける者は、影響率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス・活動調査」による。)

業種別の未満率(令和3年)

- 業種別に未満率を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」、「卸売業、小売業」、「生活関連サービス業、娯楽業」が 高い。
- 最低賃金引上げ前に最低賃金額を下回っている者の数(推計)を見ると、「卸売業,小売業」、「宿泊業,飲食サー ビス業」、「製造業」が多い。



出典「令和3年賃金構造基本統計調査 特別集計結果」

- (注)1.未満率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
 - 2.最低賃金引上げの影響を受ける者は、未満率×雇用者数で機械的に計算。(雇用者数は、総務省「平成28年経済センサス・活動調査」による。)

(人)

地方最低賃金審議会 委員説明資料 <特定最低賃金編>

兵庫労働局 賃金室 令和5年4月

特定最低賃金とは

特定最低賃金(最低賃金法第15条から第19条)

- ▶ 企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するもの
- ▶ 産業又は職業ごとに適用 適用対象使用者や、適用対象労働者が細かく規定されている
- ➤ その決定は、労使のイニシアティブにより決まる 全国で、226件設定されている 法令上、全ての都道府県に特定最低賃金を定めなくてはならないような義務はなく、あくまで、各地域(都道府県)の労使の意向により定められる
- ▶ 特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定するものではなければならない(法第16条)

<特定最低賃金の規定例>

名称: 宮城県自動車小売業最低賃金(抄)

適用する使用者:宮城県の区域内で自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く、以下同

じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(中略)を営む

使用者

適用する労働者:上記の使用者に使用される労働者。ただし、 18歳未満又は65歳以上の者、 雇入れ後3カ月

未満の者であって、技能取得中のもの、 清掃等軽易な業務に主として従事する者を除く

労働者に係る最低賃金額: 1時間946円

除外する賃金:精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

特定最低賃金と地域別最低賃金の比較

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割·機能	企業内の賃金水準を設定する際の <u>労使の取組を補完するもの</u>	すべての労働者の賃金の最低限を保 障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	<u>産業又は職業ごとに適用</u> 日本標準産業分類の小/細分類ごと	産業・職業を問わずすべての労働者に 適用
	その産業の「基幹的労働者」に適用 基幹的労働者:当該産業に特有/主要な業 務に従事する労働者(基幹的労働者でない労 働者の職種、業務を記載するなどにより、それ ぞれの特定最低賃金ごとに規定されている。)	都道府県ごとに適用
決定方式	関係労使の申出により新設、改正又 は廃止	行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定されなけ ればならない)
	<u>新設、改廃は労使のイニシアティブに</u> <u>よる</u>	
効力	刑事的な効力は、最低賃金法にはなし。	刑事的な効力 (50万円以下の罰金) 労働基準法第24条違反との関係は法条競合
		民事的な効力(同左)

特定最低賃金と地域別最低賃金の関係

・地域別最低賃金と特定別最低賃金の関係

(最低賃金法第6条第1項及び第16条)

労働者が複数の最低賃金の適用を受ける場合、より高い最低賃金が適用される

<具体例>

労働者X → 時間額900円

(A県勤務労働者)

労働者Y → 時間額950円

(A県在勤かつ各種商品小売業に従事する労働者)

労働者Z → 時間額1,000円 (A県在勤かつ各種商品小売業かつ百貨店,総合 スーパーに従事する労働者) A県 最低賃金 (900円/時) A県各種商品 小売業最低賃金 (950円/時) A県百貨店,総合 スーパー最低賃金 (1,000円/時)

特定最低賃金は、地域別最低賃金より高い額で決定する必要がある 近年、地域別最低賃金改定額の幅が、特定最低賃金額の改定額の幅よりも大きくなり、 地域別最低賃金が特定最低賃金を上回っているものがある

> これらの<u>特定最低賃金は、現状のまま据え置くか、地域別最低賃金を上回る額で</u> 改正するか、廃止するかを選択することとなる。

(「改正」しなければ、特定最低賃金として存続するが、効力は維持されない。) この特定最低賃金額が地域別最低賃金を下回ることを「埋没」という。

(すなわち、地域別最低賃金額が適用される。)

- ・派遣労働者に対する最低賃金の適用(最低賃金法第13条及び第18条)
 - ▶ 派遣労働者には、派遣先の事業場が所在する都道府県の最低賃金が適用される

特定最低賃金に関する、主な答申等

<昭和57年1月14日中央最低賃金審議会答申>

関係労使の申出に基づく(特定)最低賃金の決定、改正又は廃止の<u>必要性</u>について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、<u>新しい産業別最低賃金(現行の特定裁定賃金)の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力する</u>ものとする。

- 〈平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告〉
 審議会においては、個々の産業別最低賃金について、次により一層の審議が行われるように努めることとする。
 - ・審議会での審議に資するため、「<u>産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点」</u>(別紙1 次頁)及び「産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての審議参考資料」を提示するので、これを参考として個々の産業別最低賃金について十分な審議を行うこと。この場合、新分野における産業別最低賃金の設定に関する審議についても同様とすること。
 - ・ 産業構造の変化等に的確に対応するため、必要に応じ、適用除外業務及び業種の〈〈り方について見直しを行うこと。
- < 平成14年12月6日中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告 > 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低 賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力する ことが望ましい。

平成10年12月10日中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告

産業別最低賃金(公正競争ケース)の審議に当たっての視点(別紙1) 産業別最低賃金適用産業内において事業競争関係にあるか

- ・産業別最低賃金適用産業の産品、生産態様、サービス等が類似しているか
- ・産業別最低賃金適用産業の企業間競争はどうか
- ・産業別最低賃金適用産業の労働市場における需給関係はどうか

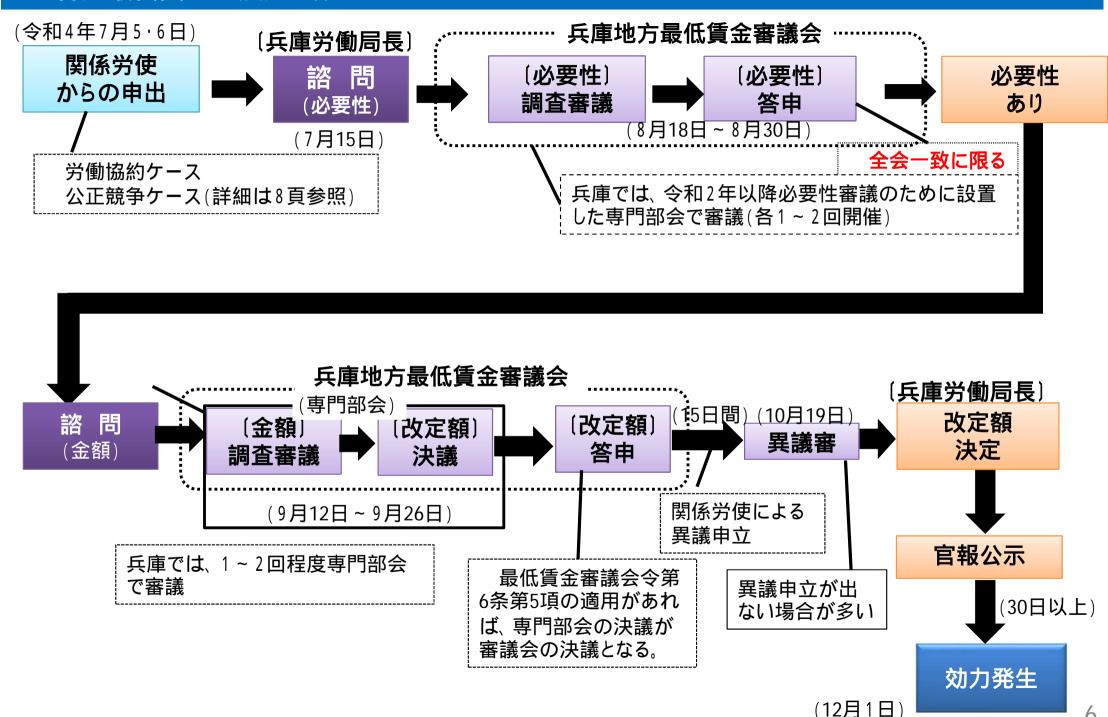
産業別最低賃金適用労働者数及び増減状況等はどうか

産業別最低賃金適用産業の企業数、規模別構成、増減状況等はどうか

<u>産業別最低賃金適用労働者の企業間、地域間又は組織労働者未組織労働者の間</u>等にどの程度の賃金格差があるか

<u>産業別最低賃金が廃止された場合に適用労働者間の賃金格差が拡大する可能性</u>があるか

特定最低賃金の決定・改正までのプロセス



6

特定最低賃金の決定・改正・廃止の申出

関係労使の申出により、地方最低賃金審議会において、決定、改正及び廃止の調査審議を行う。

申出の要件は中央最低賃金審議会において労使で合意されたもの()

「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について」(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

労働協約ケース: 関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数(原則として1000人以上)に適用される 賃金の最低額に関する合意(労働協約)がある場合

員金の最低額に関する言息(労働協約)かめる場合						
新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件					
基幹的労働者の2分の1以上が労働協約の適用を受けること 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意 により行われる申出であること	基幹的労働者の概ね3分の1以上が労働協約の適用を受けること 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意 により行われる申出であること					

公正競争ケース:事業の公正競争を確保する観点から、

同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件	改正・廃止する場合の申出の要件
企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等 に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が 存在する場合(注)	適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合意 による申出等

(注)

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約」ケースとは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当ではない。

(中略)

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね<u>1/3以上</u>のものの合意による申出があったものについては受理·審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

特定最低賃金の設定件数・適用使用者数・適用労働者数等(令和5年3月末)

設定件数(件)	適用使用者数(千人)	適用労働者数(千人)
226(1)	9 0	2 , 9 1 1

	新設	改正	廃止
平成26年度	0	201	7
平成27年度	0	199	0
平成28年度	0	193	2
平成29年度	1	187	1
平成30年度	0	183	4
令和元年度	0	174	1
令和2年度	0	144	1
令和3年度	0	160	0
令和4年度	0	140	1 (2)

- (1) 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。
- 2) 京都府印刷業最低賃金(令和4年4月廃止)

特定最低賃金の件数、適用使用者数及び適用労働者数

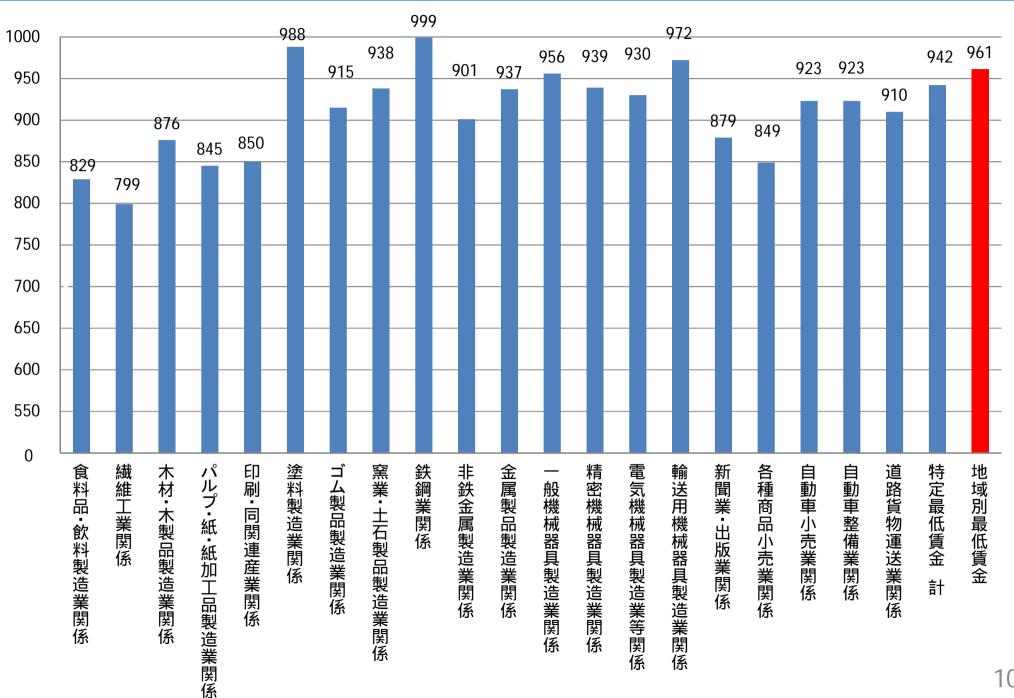
(令和5年3月末時点)

			(111 - 1 - 7 37 1 1 37 1 1)
業 種	件数(件) 1	適用使用者数(百人) 2	適用労働者数(百人) 3
食料品·飲料製造業関係	7	4	171
繊維工業関係	5	8	153
木材·木製品製造業関係	1	1	6
パルプ・紙・紙加工品製造業関係	2	1	83
印刷·同関連産業関係	1	4	36
塗料製造業関係	4	2	63
ゴム製品製造業関係	1	1	49
窯業·土石製品製造業関係	4	3	107
鉄鋼業関係	20	31	1,424
非鉄金属製造業関係	9	8	409
金属製品製造業関係	4	8	116
一般機械器具製造業関係	25	228	5,008
精密機械器具製造業関係	7	7	221
電気機械器具製造業等関係	45	207	8,507
輸送用機械器具製造業関係	33	140	8,671
新聞·出版業関係	1	1	6
各種商品小売業関係	30	15	1,934
自動車小売業関係	23	217	2,078
自動車整備業関係	1	10	32
道路貨物自動車運送業関係	1	3	19
木材·木製品·家具·装備品製造業関係	1	4	21
全国非金属鉱業(厚生労働大臣決定)関係	1	1	4
総合計	226	904	29,118

¹ 設定件数には、地域別最低賃金を下回る特定最低賃金も含まれる。

² 適用使用者数・適用労働者数は四捨五入した人数、ただし百人未満の場合は1(百人)としている。

特定最低賃金の全国加重平均額(令和5年3月末現在)



中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告

(令和5年4月6日)

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会(以下「全員協議会」という。)は、令和3年5月26日の中央最低賃金審議会において、現行の目安制度の見直しについて付託を受けた後、①中央最低賃金審議会における目安審議の在り方、②地方最低賃金審議会における審議に関する事項、③中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について、最低賃金を取り巻く状況の変化も踏まえ、目安制度の原点に立ち返って鋭意検討を重ね、下記のとおり全員協議会報告として取りまとめたので報告する。

記

- 1 中央最低賃金審議会における目安審議の在り方について
 - (1) 最低賃金のあるべき水準

ナショナルミニマムとしての水準を議論すべきとの意見や、全国加重平均 1,000円という政府が掲げてきた目標へ近づきつつある状況を踏まえ、最低賃金 のあるべき水準についても労使で議論を深めていく必要がある等の意見を踏ま え、検討を行った。

議論の中では、持続的かつ安定的に最低賃金を引き上げるために、少なくとも 賃金決定の当事者である労使がいる場において、労使で合意した上であるべき水 準を設定し、毎年の目安審議ではその目標を意識しながら、最低賃金法(昭和34 年法律第137号)第9条第2項の3要素を踏まえた引上げ額を議論することが建 設的ではないかとの意見があった。一方、政府から全国加重平均1,000円より更 に高い目標額が提示され続けると、経営者としては先が見えずに非常に厳しいと いう意見があった。また、あるべき水準を定めた場合には、経済や雇用の情勢の 予見可能性が必ずしも高い状況ではない中で、毎年の審議会での3要素のデータ に基づく自由闊達な審議を縛ることになるのではないかという意見もあった。

このように、あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。なお、あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額

及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。

(2) 政府方針への配意の在り方

近年の目安審議は、①法の原則(最低賃金法第9条に定める地域別最低賃金の原則をいう。)、②目安制度(これまでの全員協議会において合意を得た目安制度の在り方及び賃金改定状況調査等参考資料等を総称する。)を基にするとともに、それらの趣旨や経緯を踏まえ、③時々の事情(時々の目安審議で中央最低賃金審議会目安に関する小委員会が踏まえた事情を総称する。)を総合的に勘案して行われている。この時々の事情に含まれる政府方針への配意に関して、地方最低賃金審議会の一部の委員において、政府方針ありきの議論ではないかとの認識があることへの対応については、これまでの全員協議会でも指摘があったところである。

これに関しては、令和4年度の目安審議のように、目安額に対する納得感をできるだけ高めるために、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた。

また、中央最低賃金審議会における目安審議や地方最低賃金審議会の審議においては、公労使三者構成で議論した上で決定することが重要であり、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。

その上で、政府が、賃金水準あるいは最低賃金の在り方について、広く意見を聞いて一定の方向性を示すこと自体は否定しないが、政府方針を決定する際には、公労使がそろった会議体で、現状のデータや先行きの見通しを示すデータ等を踏まえて、時間をかけて議論されることが望ましいとの認識で一致した。

(3) 議事の公開

中央最低賃金審議会運営規程において、会議は原則公開とされ、率直な意見の 交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある等の場合には非公開とす ることができるとされている中、目安審議の透明性を高める観点から、議事の公 開について検討を行った。

これに関しては、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。その際、事務局においては、円滑な進行及び傍聴

者に配慮した、公開に係る企画運営の在り方を検討すべきである。

加えて、議事の公開が議論になるのは、目安審議における議論のプロセスが見えづらいものであると外部から受け止められていることが原因であると考えられる。この問題への対応としては、目安審議の報告において最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づく議論の結果をより丁寧に記載し、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。また、議事録の早期公開については、引き続き事務局において努めることが適当である。

2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項について

(1) 目安の位置付け

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものとして、その必要性について異論は無かった。その上で、目安が地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。また、この趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望する。

(2) ランク制度の在り方(ランク区分の見直しを含む)

①ランク制度の必要性について

目安をランクごとに示すことによって地域の実情に沿った最低賃金額の改定を望む地方最低賃金審議会の意向を反映できていることや、制度としての継続性・安定性の観点を踏まえると、ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

②指標の見直し

ランク区分については、平成7年の見直しにおいて、賃金動向を始めとする諸指標を総合化した指数(以下「総合指数」という。)を各都道府県の経済実態とみなし、それに基づき各ランクへの振り分けを行うこととした。当該諸指標については、平成29年の全員協議会の見直しにおいて、各都道府県の経済実態を示す指標のうち特に最低賃金に関係が深いと考えられるものとして、所得・消費に関する指標(5指標)、給与に関する指標(9指標)、企業経営に関する指標(5指標)の計19指標を選定した。今回の全員協議会においても、これらの19指標に基づき各ランクへの振り分けを行うことについて合意され

た。

ただし、これらのうち、所得・消費に関する指標中の、消費を示す代表的なものとして世帯支出を示す指標については、平成 29 年の全員協議会報告において、1世帯1月当たりの消費支出(単身世帯)を用いたが、当該指標は調査対象月の一部の世帯の支出の動向の影響を受けやすいことを踏まえ、数値の安定を図るために、単身世帯のみならず2人以上世帯の結果も加えるとともに、都道府県ごとの世帯人員の偏りの影響を除外するために、他の政府統計で用いられている手法と同様に、平均世帯人員の平方根で除した数値を用いることとする。

19指標については、都道府県の経済実態の中期的な変化の的確な把握の必要性、数値の安定性等に鑑み、別紙1のとおり、これまでの算出方法を踏まえながら、原則として直近の5年間で得られた数値の平均値をとった上で、当該平均値について最大値となる都道府県を100とした指数を算出して単純平均し、東京を100とした総合指数を算出した結果、新しい総合指数は別紙2のとおりとなった。

③新しい総合指数に基づくランク区分及び各都道府県の各ランクへの振り分け 上記の新しい総合指数の状況を踏まえ、ランク区分について検討を行った。 目安制度についてまとめた昭和52年の中央最低賃金審議会答申においては、 地域別最低賃金について、47 都道府県を数等のランクに分け、最低賃金額の改 定についての目安を示すこととされた。これを受け、昭和53年度の目安額を 示す際には、地域別最低賃金額の実態が4つにグループ分けできたことを踏ま えて、ランク区分は4ランクで示された。また、総合指数によるランクの振り 分けが導入された平成7年の全員協議会報告では、「昭和53年度以来実施され 定着している面もある現行のランクとの継続性に留意する必要があるととも に、目安が法定労働条件としての最低賃金額に関わるものであることにかんが み、その法的な安定性という面も考慮しなければならないことを踏まえつつ検 討」し、その結果、総合指数の格差や、分布の状況からみてランク数の変更を 特に必要とする顕著な事情は見られないことから、「従来と同様4つとするこ とが適当」とし、平成16年及び平成23年の全員協議会報告においても4ラン クを維持した。平成 29 年全員協議会報告では「47 都道府県の総合指数の差、 分布状況に鑑みると、4ランク程度に区分することが妥当」とした。

今般の検討においては、47 都道府県の総合指数の差が縮小する一方、地域別 最低賃金額の差が拡大していること、また、近年はランク間の目安額の差が縮 小し、複数ランクで同額が示されるケースもあること等を踏まえ、昭和 53 年 度に目安制度が始まって以降4ランクとされてきたランク数について、維持すること及び見直すことの双方を視野に丁寧かつ慎重に議論を行った。その上で、ランク数については、以下の考え方に基づき、3ランクとすることが適当であるとの結論に至った。

- 47 都道府県の総合指数の差、分布状況に鑑みると、格差が縮小傾向であることから、ランク区分の数を減少させることに相当の理由があると考えられる。
- ・ ランク区分の数が多ければ、その分、ランクごとに目安額の差が生じ、 地域別最低賃金額の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク区分 の数を減らす。なお、これまで4つの目安額を示した年度に比べ3つ以下 の年度では、ランクごとの目安額の差が小さい。
- ・ 平成 26 年度以降、4ランクとしつつも、目安審議における検討の結果 目安額を3つ又は2つとした年度があることから、目安額を4つ示すほど の差がつきづらくなっていると言える。このため、最大3つの目安を示す 構造となることで大きな混乱は生じにくく、かつ、ランクを減らすことの 合理性もあると考えられる。
- ・ ランク数の変化による影響をできるだけ軽減するため、現行の4ランク から1つランク数を減らした3ランクとする。

また、各都道府県の各ランクへの振り分けについては、平成29年の全員協議会報告において、総合指数の差が比較的大きいところに着目すること及び各ランクにおける総合指数の分散度合をできる限り小さくすることに留意するという考え方が示された。今般の検討においては、その考え方をそのまま踏襲するのではなく、より納得感を高めるため、振り分けの際に考慮する事項について、総合指数に加えて、例えば適用労働者数の比率や直近の地域別最低賃金額、地域における経済圏など複数の要素を組み合わせて議論していくことについて、意見の一致が見られた。

さらに、今般の見直しにおけるランクの振り分けについては、様々な観点から議論し、特に、地域間格差の拡大抑制、ランク間の適用労働者数の偏りの是正が図られるものとすることが重要であるとの認識で一致した。

その上で、特に、Aランクを中心に地域別最低賃金額が引き上げられてきた 経緯も踏まえ、地域間格差の拡大抑制の観点から、Aランクの適用労働者数を 少なくすべきという意見もあったが、

・ 3ランクに変化することによる影響をできるだけ軽減する必要性、Aランクの地域数が増えてきたというこれまでの経緯及び直近の地域別最低賃金額の状況も踏まえ、現行のランクとの継続性を重視し、Aランクの地

域は現行のAランクと同じとする。

- ・ ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの 適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。
- ・ BランクとCランクの間は、各都道府県の経済実態を示す総合指数に比較的大きな格差のある県間に注目する。

等の考え方を総合的に勘案し、別紙3のとおり各都道府県を各ランクに振り分けることが適当であるとの結論に至った。

また、これまで中央最低賃金審議会が決定した目安額においては、下位ランクが上位ランクを上回ったことはなかった。この点について、今後の目安審議においては、最低賃金法第9条第2項の3要素のデータの状況次第では、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得ることを確認した。

(3) 発効日

改定後の地域別最低賃金額の発効日については、法令上特定の日付が定められているわけではないが、地方最低賃金審議会において、10月1日など10月のできるだけ早い時期でなければならないと認識している場合も見受けられることに鑑み、改めて、発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当である。

その上で、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨も踏まえ、発効日については 10 月 1 日にこだわらず前倒しを含めて議論すべきであるという意見があった。一方、最近の最低賃金の引上げは影響率が高まっていることを踏まえ、最低賃金の引上げによる賃金改定に向けた準備のための時間を設けるために発効日に余裕を持たせ、後ろ倒しするべきという意見があった。

さらに、税・社会保障制度自体については中央最低賃金審議会において議論するものではないが、税・社会保障制度の正確な理解の普及が重要であるという意見があるとともに、最低賃金額が上昇したにもかかわらず、税・社会保障制度上のいわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われること、中には労働者の実質的な所得が向上しない事例も一部生じていることについて、公労使それぞれが重要な問題であるとの認識を示した。

発効日との関係では、特に使用者側委員からは、10月から最低賃金額が改定され、年末の繁忙期に就業調整が行われて人手不足が生じている現状に鑑み、これを避けるためにも、例えば発効日を年明け以降に後ろ倒しすべきという意見があ

った。一方、労働者側委員からは、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われていることを理由に最低賃金の引上げが阻害されることはあってはならないこと、また、発効日については、労使ともに年末の繁忙期の働き方の計画を立てやすくするためにも、10 月1日より早く改定後の最低賃金額を発効させるべきとの意見があった。

また、地方最低賃金審議会で十分に議論を尽くした上で準備期間を設けることができるよう、中央最低賃金審議会としても配慮することが必要である。

- 3 中央最低賃金審議会における目安審議に用いる参考資料について
 - (1) 現在の主要統計資料の過不足やデータ取得時点の確認、新規のデータ取得が 不可となった参考資料の見直し等

中央及び地方最低賃金審議会の審議に当たっては、最低賃金法第9条第2項の 3要素に係る各種統計資料を収集・整備してきたところである。

このうち、特に「労働者の生計費」や「通常の事業の賃金支払能力」に関する 資料を充実させるために、「家計調査」による1月あたりの消費支出額の推移及 び日本生産性本部による就業1時間当たり名目労働生産性の推移についても、新 たに主要統計資料に追加することとする。

また、新規のデータ取得が不可となった、「職業安定業務統計」の年齢別常用求 人倍率の推移に代えて、「労働力調査」の性・年齢別完全失業率の推移を参考資料 に加えることとする。

さらに、以下のとおり、技術的な見直しを行うこととする。

- ・ 「職業安定業務統計」による有効求人倍率の推移(ランク別・都道府県別) について、現行は受理地別の数値を掲載しているが、より一般的に使用され るようになった就業地別の数値を掲載する。また、ランク別有効求人倍率の 算出に当たって、現行は各都道府県の有効求人倍率の単純平均としていると ころ、有効求職者数による加重平均とする。
- ・ 「小売物価統計調査 (構造編)」による消費者物価地域指数について、現行 は各都道府県の都道府県庁所在都市の数値を掲載しているが、ランク分けの 指標にも用いられている都道府県下全域を対象とした数値も追加で掲載す る。
- ・ 「法人企業統計」による企業利益について、現行は「規模計」の欄に年度 データと四半期データを並べて掲載しているが、年度データは資本金規模 1,000万円未満の企業を含むのに対し、四半期データはこれらの企業を含ま ないことから、誤解を招かないよう四半期データの「規模計」については、 「資本金規模1,000万円以上」として掲載し、年度データについてもこれに

対応する数値を追加する。併せて、年度データについては、資本金規模 1,000 万円未満の企業の数値も掲載する。また、年度データと四半期データは別頁 とし、趨勢的な動向が観察できるよう、それぞれ掲載する期間を拡大する。

- ・ 「毎月勤労統計調査」による、賃金(現金給与総額)指数、パート比率、 所定内給与、月間出勤日数、所定内労働時間、定期給与の推移、常用労働者 1人平均月間総労働時間及び所定外労働時間の推移について、現行は事業所 規模30人以上の数値を用いているが、より一般的に利用されている事業所 規模5人以上の数値を用いる。
- ・ 主要指標の推移(GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数、完全失業率、求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金(現金給与総額)指数及びパート比率)について、現行は季節調整値と原数値が混在しており分かりづらいことから、季節調整値及び季節調整値の前期比(差)については、斜字で記載する。

これらに加え、引き続き、最低賃金の水準や影響、最低賃金法第9条第2項の3要素の状況などについて様々な検討及び評価を行うための参考資料の一層の整備・充実に向けて検討することが必要である。

(2) 賃金改定状況調査について

賃金改定状況調査については、加工の仕方なども含めて、アウトプットの出し 方なども工夫できるのであれば様々な観点により検討すべきとの意見があった が、短期間に調査結果の集計を行う必要があることから、賃金改定状況調査の集 計方法等について、当面は現行の方法を維持することとする。

また、審議における賃金改定状況調査の活用の在り方に関し、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に示している賃金改定状況調査の第4表を重視した協議を基本とするべきとの意見がある一方、第4表の位置付け、重視の仕方、数字の解釈については労使間で隔たりがあることから、公益委員も含め三者で認識をすり合わせながら審議を進めていきたいとの意見もあった。また、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(調査年の前年の6月と調査年の6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計)については、令和4年度目安審議においては公益委員からの要望を踏まえ、第4表③として提出したが、令和5年度以降の目安審議においては毎年提出することとする。

(3) その他参考資料の在り方について

参考資料については、経済社会状況の変化等も踏まえ、各種統計資料の取捨選択を行うとともに、地方最低賃金審議会の自主性を発揮できるよう、都道府県別

の参考資料の充実についても検討すべきという意見があったことも踏まえつつ、 引き続き見直しについて検討することが必要である。

4 今後の見直しについて

目安制度の在り方については、平成7年の全員協議会報告において、今後概ね5年ごとに見直しを行うことが適当であるとされているところである。次回の目安制度の在り方に関する見直しの際には、平成7年の全員協議会報告に復して概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度(2028年度)を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当である。

ランク区分の見直しの基礎とした諸指標の状況

المارية المارية	(平成27~	Jの県民所得 ·令和元年)	用者	②雇用者1人当たりの雇用者報酬 (平成27~令和元年) (31世帯1月当たりの等 価消費支出(総世帯)(令 和元年)		④消費者物価地域差指数(平成29~令和3年)		
都道府県								
	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	5,813,231	100.0	5,688,808	100.0	173,238	100.0	104.6	100.0
神奈」	3,161,951	54.4	5,118,733	90.0	167,627	96.8	103.7	99.1
大 []		51.8	4,886,462	85.9	155,852	90.0	99.8	95.4
愛知		65.0	4,957,190	87.1	159,123	91.9	97.8	93.5
千 萝		53.0	4,910,600	86.3	161,216	93.1	100.6	96.1
兵 庫		51.6	4,969,561	87.4	164,032	94.7	100.0	95.6
埼 京 者		52.3	4,630,324	81.4	155,009	89.5	100.8	96.4
京	_	51.0	4,325,994	76.0	161,254	93.1	100.9	96.5
茨 坊		55.4	4,573,362	80.4	162,550	93.8	97.9	93.5
茨 坊 静 G 富 L 広 s	<u> </u>	58.5	4,498,818	79.1	150,028	86.6	98.4	94.0
富し 月		55.9	4,447,246	78.2	163,870	94.6	98.8	94.5
		55.3	4,857,183	85.4	161,410	93.2	98.9	94.5
		56.4	4,627,880	81.4	153,564	88.6	99.6	95.2
栃った		58.1	4,664,214	82.0	156,019	90.1	98.2	93.9
群原		56.5	4,425,053	77.8	151,173	87.3	96.5	92.2
宮切		51.6	4,449,372	78.2	155,010	89.5	99.1	94.7
<u>山</u>		51.9	4,460,182	78.4	157,343	90.8	98.2	93.8
山 季 三 章 石 儿 福 田	, ,	53.1	4,472,746	78.6	147,452	85.1 90.1	98.8 100.2	94.4
福品		51.3	4,567,402	80.3	156,006	87.7		95.8
香」		48.7 50.7	4,680,590 4,574,314	82.3 80.4	151,997 157,781	91.1	97.0 98.3	92.7 94.0
岡山	- / /	48.4	4,464,925	78.5	156,155	90.1	97.9	93.6
福力		54.5	4,753,485	83.6	139,517	80.5	99.4	95.0
奈良		46.7	4,650,011	81.7	155,560	89.8	97.2	92.9
<u>小</u>		55.1	4,473,848	78.6	149,427	86.3	99.1	94.7
長里		50.2	4,661,405	81.9	156,144	90.1	97.3	93.0
北海道		47.5	4,894,967	86.0	150,613	86.9	100.1	95.7
岐		51.3	4,447,889	78.2	149,209	86.1	97.3	93.0
徳 島		53.6	4,440,347	78.1	148,161	85.5	99.7	95.3
福島		50.5	4,352,980	76.5	151,296	87.3	99.5	95.1
新	3 2,920,786	50.2	4,333,682	76.2	148,190	85.5	98.5	94.2
和 歌 L		50.3	4,144,513	72.9	136,400	78.7	99.5	95.1
愛奶		45.7	4,206,487	73.9	140,891	81.3	98.1	93.8
島村		49.3	4,009,860	70.5	153,382	88.5	99.6	95.2
大 分		45.7	4,170,619	73.3	148,291	85.6	97.5	93.2
熊		44.8	3,943,346	69.3	146,616	84.6	98.7	94.4
山 开		48.4	4,138,282	72.7	163,178	94.2	100.5	96.0
<u>佐</u> 登 長 端 岩 き		47.0	3,911,742	68.8	150,150	86.7	97.6	93.2
長		44.8	4,434,156	77.9	145,051	83.7	99.7	95.3
岩		46.9	3,985,414	70.1	148,034	85.5	99.1	94.7
		45.0	4,142,491	72.8	146,706	84.7	99.5	95.1
鳥耳		41.5	3,762,058	66.1	148,222	85.6	98.5	94.2
秋日		44.8	3,868,208	68.0	145,251	83.8	98.3	93.9
鹿児島		43.2	3,710,978	65.2	143,814	83.0	96.6	92.4
宮 崎青 柔		41.6	3,943,856	69.3	142,577	82.3	96.1 98.3	91.8
	表 2,599,151 2,342,269	44.7	3,884,451 3,865,281	68.3 67.9	143,328 128,533	82.7 74.2	98.3	93.9 94.0
7 -1. 非	± ∠,34∠,∠09	40.3	J,000,261	07.9	120,033	/4.2	შნ.ა	94.0

資料出所 ①内閣府「県民経済計算年報」

(注1)③の「等価消費支出」は、1世帯1月当たりの消費支出額を平均世帯人員の平方根で除して算出している。

②内閣府「県民経済計算年報」

③総務省「全国家計構造調査」

④総務省「小売物価統計調査」

				◎ 4 4 1 + 1 1	3.1/4 (1=5-5-	<u> </u>	***************************************	⊗₩⊞₩#	*	
		⑤1人当たり家計最終消費支出(平成27~令和元年)		⑥1人1時間			者1人1時間	⑧常用労働者1人1時間 当たり所定内給与額(中		
									ョたり所定内給与額(中 位数)(1~29人(製造業99	
				及29~ T.	年) 年) (平成29~ 1 人))(平成29~ 1					
郑 、	道府県					_	-/	人川平成29~节和3年)		
DI?										
		原数值	指数	原数值	指数	原数値	指数	原数値	指数	
東	京		100.0	2,324	100.0	2,400	100.0	1,372	100.0	
神	奈 川	2,567,643	85.9	2,062	88.7	2,081	86.7	1,211	88.3	
大	阪		79.4	1,990	85.6	1,997	83.2	1,212	88.4	
愛	知		82.5	1,936	83.3	1,970	82.1	1,237	90.2	
千	葉		79.9	1,848	79.5	1,863	77.6	1,191	86.8	
兵	庫	1 ' '	77.7	1,839	79.1	1,859	77.5	1,132	82.6	
埼	<u>∓</u>		79.9	1,822	78.4	1,836	76.5	1,181	86.1	
京	都		78.4	1,859	80.0	1,856	77.4	1,140	83.1	
茨	城	1 ' '	75.4	1,820	78.3	1,844	76.8	1,125	82.0	
静	岡		74.1	1,742	74.9	1,771	73.8	1,122	81.8	
富	<u></u>	1 ' '	79.1	1,664	71.6	1,705	71.0	1,144	83.4	
広	島		76.0	1,792	77.1	1,803	75.1	1,150	83.8	
滋	賀	#	73.2	1,812	77.9	1,857	77.4	1,095	79.8	
栃	土	2,198,272	73.6	1,767	76.0	1,751	72.9	1,112	81.1	
群	馬		73.2	1,718	73.9	1,752	73.0	1,126	82.1	
宮	城		74.5	1,709	73.5	1,699	70.8	1,066	77.7	
山	梨		73.7	1,704	73.3	1,731	72.1	1,085	79.1	
Ξ	重		70.5	1,805	77.7	1,809	75.4	1,140	83.1	
石垣	JI		80.1	1,692	72.8	1,728	72.0	1,102	80.3	
福	岡		73.7	1,727	74.3	1,755	73.1	1,095	79.8	
香岡	 山	1 ' '	76.8 72.9	1,673 1,677	72.0 72.1	1,713 1,703	71.4 71.0	1,092 1,086	79.6 79.2	
福		, ,	71.9	1,677	70.4	1,703	71.6	1,086	78.4	
奈			71.9	1,786	76.9	1,716	71.0	1,078	76.8	
山		2,129,475	71.3	1,780	70.9	1,681	70.1	1,011	73.7	
長	 野		75.6	1,673	72.1	1,716	71.5	1,011	79.4	
北	海道		73.9	1,652	71.1	1,716	71.1	1,087	79.3	
岐	<u>/ </u>		70.8	1,703	73.3	1,705	71.0	1,080	78.7	
徳	島		74.0	1,635	70.3	1,674	69.8	1,062	77.4	
福	島		71.2	1,592	68.5	1,649	68.7	1,045	76.2	
新	温		74.2	1,583	68.1	1,653	68.9	1,062	77.4	
和	歌山		67.7	1,662	71.5	1,685	70.2	1,055	76.9	
愛	媛		70.5	1,560	67.1	1,600	66.7	1,033	75.3	
島	根		74.5	1,535	66.0	1,604	66.8	1,015	74.0	
大	分		70.1	1,564	67.3	1,562	65.1	1,001	73.0	
熊	本	1,892,093	63.3	1,536	66.1	1,605	66.9	1,011	73.7	
山	形		73.9	1,488	64.0	1,552	64.7	1,019	74.3	
佐	賀		66.5	1,496	64.4	1,551	64.6	1,001	73.0	
長	崎		66.9	1,521	65.5	1,541	64.2	975	71.1	
岩	手	Ti i	72.7	1,468	63.2	1,545	64.4	992	72.3	
高	知		71.6	1,570	67.5	1,614	67.2	997	72.7	
鳥	取		69.3	1,519	65.3	1,566	65.3	997	72.7	
秋		#	72.3	1,457	62.7	1,530	63.8	980	71.4	
鹿	児島		66.3	1,513	65.1	1,531	63.8	980	71.4	
宮	<u>崎</u>		68.4	1,442	62.1	1,535	63.9	985	71.8	
青	森		66.5	1,434	61.7	1,470	61.3	968	70.6	
沖	縄	1,736,635	58.1	1,495	64.3	1,510	62.9	962	70.1	

資料出所 ⑤内閣府「県民経済計算年報」

- ⑥厚生労働省「賃金構造基本統計調査」
- ⑦厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」
- ⑧厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

都	⑨短時間労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)(平成29~令和3年)		⑩1人1時間当たり所定 内給与における第1・十 分位数(5人以上)(平成 29~令和3年)		間当たり所足ける第1・十	29~令和3	(1)常用労働者1人1時間 当たり所定内給与における第1・十分位数(1~29 人(製造業99人))(平成 29~令和3年)			
							原数値	指数	万米は 15米	
東		京	原数値	<u>指数</u> 100.0	原数値 1,255	<u>指数</u> 100.0	<u> </u>	100.0	原数値	<u>指数</u> 100.0
神	奈	川	1,515 1,343	88.6	1,180	94.0	986	98.9	994 980	98.6
大	不	阪	1,343	87.1	1,120	89.2	936	93.9	935	94.0
愛		知	1,239	81.7	1,114	88.7	907	91.0	906	91.1
千		葉	1,245	82.2	1,095	87.2	915	91.8	902	90.7
兵		庫	1,232	81.3	1,060	84.4	881	88.4	874	87.9
埼		玉	1,220	80.5	1,075	85.7	904	90.7	903	90.9
京		都	1,317	86.9	1,049	83.6	891	89.3	886	89.2
茨		城	1,165	76.9	1,038	82.7	844	84.7	841	84.6
静富		畄	1,188	78.4	1,029	82.0	871	87.4	866	87.1
富		日	1,145	75.6	1,016	81.0	842	84.5	844	84.9
広		島	1,157	76.3	1,032	82.2	857	86.0	851	85.6
滋		賀	1,172	77.4	1,048	83.5	861	86.4	849	85.4
栃		木	1,124	74.2	1,019	81.2	843	84.6	838	84.3
群		馬	1,167	77.0	1,014	80.8	836	83.9	834	83.9
宮		城	1,126	74.3	971	77.4	808	81.0	809	81.4
山		梨	1,152	76.0	994	79.2	834	83.7	836	84.1
三石		重	1,149	75.9	1,026	81.8	860	86.3	853	85.8
石		Ш	1,123	74.1	1,011	80.5	833	83.5	836	84.1
福至		岡	1,117	73.7	990	78.9	821	82.4	823	82.8
香岡		川山	1,153	76.1	981	78.1	826	82.8	820	82.5
福		井	1,218 1,104	80.4 72.9	989 975	78.8 77.7	827 828	83.0 83.0	824 822	82.9 82.7
奈		良	1,104	77.8	1,015	80.9	838	84.1	824	82.7
山			1,179	77.8	992	79.0	813	81.6	811	81.6
長		野	1,114	75.5	999	79.6	840	84.3	837	84.2
北	海	道	1,114	73.5	958	76.3	838	84.0	836	84.1
岐		阜	1,126	74.3	1,014	80.8	842	84.4	832	83.7
徳		島	1,138	75.1	946	75.4	797	80.0	792	79.7
福		島	1,063	70.2	940	74.9	786	78.9	791	79.6
新		澙	1,085	71.6	968	77.1	814	81.7	815	82.0
和	歌	山	1,128	74.5	970	77.3	819	82.2	818	82.3
愛		媛	1,053	69.5	927	73.9	778	78.1	782	78.7
島		根	1,109	73.2	936	74.6	789	79.2	780	78.5
大		分	1,056	69.7	931	74.2	774	77.7	773	77.8
熊		本	1,060	70.0	915	72.9	778	78.1	781	78.6
山		形	1,045	68.9	907	72.3	778	78.1	781	78.6
佐		賀林	1,099	72.5	897	71.5	783	78.6	777	78.2
佐長岩高		崎工	1,048	69.2	900	71.7	782	78.5	769	77.4
石		手 知	1,045	69.0	898	71.5	775	77.8	769	77.4
<u>局</u> 鳥		取	1,094	72.2	923	73.6	776 701	77.9	777	78.2
秋		田田	1,129 1,013	74.5 66.8	919 874	73.2 69.6	791 769	79.4 77.2	780 768	78.4 77.3
鹿	児	岛	1,013	67.2	874	70.2	769	77.2	768	77.3
宮	J L	崎崎	1,018	67.6	878	69.9	776	77.8	766	77.1
青		森	1,023	68.5	855	68.1	767	76.9	767	77.1
沖		縄	1,062	70.1	901	71.8	783	78.5	775	77.2

資料出所 ⑨厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

⑩厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 の数値は、令和2年調査の集計方法

(注2)⑩、⑪において、平成28~令和元年

①厚生労働省「賃金構造基本統計調査(特別集計)」 に合わせて集計している。 ②厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

		- 1	③新規高校:	当女子の切	④地域別最低	氏传令妇(亚	⑤1事業従事	≠ ★ ★ + - / +	①1 市業学書	5 李 少 4 - 11 / +	
									⑩1事業従事者当たり付加価値額(建設業)(平成		
			任給(10人以上)(平成29 ~令和3年)		成30年~令和4年)		加価値額(製造業)(平成 28年)		加伽胆額(建設未八千成		
			(神奈川=100)				(山梨=100)		2047)		
都	道府	県	(1120)	100)			(, ,	1007			
HIP	~	//\									
			原数值	指数	原数值	指数	原数値	指数	原数値	指数	
東		京	181,700	99.7	1,025	100.0	7,678,089	89.2	8,248,613	100.0	
神	奈	Ш	182,180	100.0	1,023	99.9	7,122,697	82.8	6,277,121	76.1	
大		阪	178,560	98.0	976	95.2	6,722,087	78.1	7,400,929	89.7	
愛		知	173,000	95.0	938	91.6	8,215,997	95.5	6,433,339	78.0	
王		葉	175,660	96.4	936	91.3	6,610,571	76.8	5,686,342	68.9	
兵		庫	173,940	95.5	912	89.0	6,653,067	77.3	5,783,666	70.1	
埼		玉	176,620	96.9	939	91.6	6,052,254	70.3	5,673,734	68.8	
京		都	174,080	95.6	921	89.9	6,545,340	76.0	5,475,238	66.4	
茨		城	171,260	94.0	862	84.2	7,395,372	85.9	4,888,625	59.3	
静		岡	172,540	94.7	897	87.5	6,735,039	78.2	5,140,114	62.3	
富		臣	169,460	93.0	861	84.0	5,989,405	69.6	5,503,496	66.7	
広		島	170,260	93.5	883	86.2	6,781,839	78.8	5,526,902	67.0	
滋		賀	173,980	95.5	879	85.8	7,441,099	86.5	5,655,791	68.6	
栃		木	168,340	92.4	866	84.5	7,184,476	83.5	5,213,719	63.2	
群		馬	171,460	94.1	848	82.8	7,243,991	84.2	5,379,778	65.2	
宮		城	164,440	90.3	837	81.6	5,695,372	66.2	6,584,945	79.8	
山		梨	168,980	92.8	850	82.9	8,607,165	100.0	4,676,110	56.7	
Ξ		重	170,820	93.8	886	86.4	6,402,518	74.4	5,602,564	67.9	
石		Ш	168,980	92.8	845	82.4	6,093,855	70.8	5,351,582	64.9	
福		岡	168,380	92.4	853	83.3	5,921,527	68.8	5,796,567	70.3	
香		JII	167,480	91.9	831	81.1	6,328,651	73.5	5,685,173	68.9	
岡		: 正	168,520	92.5	846	82.5	6,311,813	73.3	5,352,583	64.9	
福		井	171,320	94.0	842	82.1	6,682,775	77.6	5,057,596	61.3	
<u>奈</u>		良	170,060	93.3	850	82.9	5,093,469	59.2	5,508,240	66.8	
山			166,840	91.6	841	82.1	8,145,531	94.6	4,848,349	58.8	
長	· <u>-</u>	野	169,520	93.1	861	84.0	5,357,803	62.2	5,012,373	60.8	
北	海	道	163,360	89.7	873	85.2	5,193,013	60.3	5,026,920	60.9	
岐		阜	169,680	93.1	864	84.3	5,452,087	63.3	5,147,191	62.4	
徳		島白	162,620	89.3	807	78.7	7,165,169	83.2	4,519,689	54.8	
福		島	163,900	90.0	811	79.2	5,174,039	60.1	5,432,478	65.9	
新	歌	潟	168,420	92.4	843	82.2	5,059,573	58.8	4,960,862	60.1	
和	戓	ā 下	161,940	88.9	842	82.2	6,435,122	74.8	5,127,113	62.2	
愛自		媛	165,020	90.6	804	78.5	6,439,905	74.8	4,822,170	58.5	
島大		根分	162,840	89.4	805	78.6	5,488,793	63.8	4,441,977	53.9	
熊			165,180	90.7	804	78.5	5,807,513	67.5	4,543,810	55.1	
川		本形	159,620	87.6	804	78.4	5,940,277	69.0	4,230,544	51.3	
佐		賀	157,380	86.4	804	78.5	4,909,940	57.0	4,049,426	49.1	
上		Ы	161,600	88.7	804	78.4	5,772,544	67.1	4,182,416	50.7	
長岩		呵手	157,780	86.6	804	78.4	5,396,553	62.7	4,177,024 4,531,689	50.6	
石高		知	156,480	85.9 88.1	804	78.5	5,059,093	58.8	4,531,689	54.9 56.0	
鳥		取取	160,480 161,560	88.7	803 804	78.4 78.4	3,980,097 4,788,458	46.2 55.6	4,695,198	56.9 55.4	
秋		田田	153,680	84.4	804	78.4	4,788,458	55.7	4,262,621	55.4 51.7	
鹿	児	田島	153,680	86.6	804	78.4	4,797,854	55.7	4,202,021	53.7	
	نار	与崎	156,980	86.2	804	78.4	4,925,217	57.5	4,432,913	52.2	
宮青		呵 森	156,720	86.0	804	78.4 78.5		55.6		52.2 50.0	
沖		維縄					4,788,483		4,123,755		
/ T		祁电	154,560	84.8	803	78.4	4,062,137	47.2	4,568,050	55.4	

14厚生労働省調べ

資料出所 ⑬厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 (注3)⑬において、令和2年及び令和3年 の数値は、「新規学卒者(高卒)の所定 内給与額」を用いている。

⑤総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑥総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

	⑪-a 1事業征	子中子 ツナーロ	①-b 1事業	没事 老 业+_	①平均	181事業従事	5 学 业 ナ_ ロ / +	⑨1事業従事	学 北 ナ 川 / +
	──a T事業1 付加価値額(リーD I 事業を		①平均	19 事未促す 加価値額(飲		加価値額(+	
	成28年)	. 此: 元 · 八 十	(平成28年)	(1) (1) (1)		業)(平原		加岡 [[
	7久20千7		(1)%20+)			(富山=		(17%	20/
都道府県						\B H	1007		
A									
	原数値	指数	原数值	指数	指数	原数値	指数	原数値	指数
東京	10,573,667	100.0	4,859,533	100.0	100.0	2,287,580	94.7	5,455,739	100.0
神奈川	8,616,016	81.5	3,803,265	78.3	79.9	1,982,597	82.1	4,859,659	89.1
大 阪	9,175,134	86.8	3,775,610	77.7	82.2	1,815,642	75.2	4,829,785	88.5
愛知千葉	8,399,687	79.4	4,077,647	83.9	81.7	1,977,308	81.9	4,182,855	76.7
千 葉	8,759,765	82.8	3,919,130	80.6	81.7	1,978,577	81.9	4,132,887	75.8
兵 庫	8,162,535	77.2	3,803,868	78.3	77.7	1,889,501	78.2	3,850,269	70.6
埼 玉	8,132,300	76.9	3,656,149	75.2	76.1	1,931,658	80.0	3,688,452	67.6
京 都	7,178,425	67.9	3,249,230	66.9	67.4	1,990,988	82.5	3,712,532	68.0
茨 城	8,589,482	81.2	3,815,685	78.5	79.9	1,780,517	73.7	4,320,659	79.2
静岡	8,054,128	76.2	3,761,197	77.4	76.8	1,951,935	80.8	4,299,756	78.8
富山	7,112,625	67.3	3,786,955	77.9	72.6	2,414,706	100.0	4,189,709	76.8
広島 第	7,392,863	69.9	3,556,399	73.2	71.6	1,855,984	76.9	3,726,382	68.3
滋賀	6,848,699	64.8	3,633,475	74.8	69.8	1,806,958	74.8	3,679,375	67.4
栃木	7,749,228	73.3	3,593,369	73.9	73.6	1,789,277	74.1	4,169,900	76.4
群馬	9,120,117	86.3	3,941,713	81.1	83.7	1,881,931	77.9	3,655,474	67.0
宮 城	9,967,498	94.3	4,226,022	87.0	90.6	1,897,527	78.6	4,031,359	73.9
山 梨 = ま	8,102,082	76.6	3,832,306	78.9	77.7	1,769,549	73.3	3,383,120	62.0
三重	6,688,674	63.3	3,617,946	74.5	68.9	1,849,936	76.6	3,548,797	65.0
石 福 岡	7,530,013	71.2	3,581,076	73.7	72.5	1,995,104	82.6	3,638,987	66.7
香川	7,546,467	71.4	3,905,713	80.4	75.9	1,984,725	82.2	3,984,071	73.0 71.2
岡 山	7,102,630 6,398,907	67.2 60.5	3,370,358 3,746,907	69.4 77.1	68.3 68.8	1,941,448 1,862,701	80.4 77.1	3,885,820 3,713,992	68.1
福井	6,354,610	60.3	3,788,908	77.1	69.0	1,881,938	77.1	3,713,992	72.3
奈 良	6,830,966	64.6	3,603,464	74.2	69.4	1,767,295	73.2	3,430,913	62.9
山 口	5,586,502	52.8	3,508,382	74.2	62.5	1,735,975	71.9	3,762,684	69.0
長 野	6,321,464	59.8	3,530,015	72.6	66.2	1,859,844	77.0	3,540,326	64.9
北海道	7,916,180	74.9	3,462,681	71.3	73.1	1,935,972	80.2	3,657,253	67.0
岐阜	6,274,189	59.3	3,829,388	78.8	69.1	1,686,919	69.9	3,573,318	65.5
徳島	5,322,453	50.3	3,686,331	75.9	63.1	1,788,444	74.1	3,446,273	63.2
福島	5,723,552	54.1	3,623,268	74.6	64.3	1,936,101	80.2	3,758,638	68.9
新 潟		59.4	3,350,652	69.0	64.2	1,768,921	73.3	3,358,633	61.6
和 歌 山	5,487,853	51.9	3,211,073	66.1	59.0	1,747,927	72.4	3,006,886	55.1
愛 媛	5,879,201	55.6	3,326,421	68.5	62.0	1,864,989	77.2	3,610,167	66.2
島根	5,733,089	54.2	3,341,954	68.8	61.5	1,965,539	81.4	3,092,428	56.7
大 分	6,281,246	59.4	3,413,236	70.2	64.8	1,843,762	76.4	3,214,665	58.9
熊 本	6,723,386	63.6	3,409,772	70.2	66.9	1,929,367	79.9	3,482,302	63.8
山 形	5,746,472	54.3	3,609,019	74.3	64.3	1,853,799	76.8	3,213,125	58.9
佐 賀	5,248,166	49.6	3,598,607	74.1	61.8	1,821,016	75.4	3,334,281	61.1
長 岩 手	5,296,136	50.1	3,836,272	78.9	64.5	1,767,076	73.2	3,577,166	65.6
岩 手	6,955,342	65.8	3,380,712	69.6	67.7	1,862,800	77.1	3,065,712	56.2
高 知	5,469,569	51.7	3,085,598	63.5	57.6	1,676,505	69.4	3,451,793	63.3
鳥 取	4,985,602	47.2	3,416,946	70.3	58.7	1,857,237	76.9	3,210,357	58.8
秋 田	5,845,008	55.3	3,201,440	65.9	60.6	1,756,560	72.7	3,189,262	58.5
鹿児島	5,833,075	55.2	2,914,021	60.0	57.6	1,794,369	74.3	3,275,396	60.0
宮崎	5,860,326	55.4	3,163,678	65.1	60.3	1,717,778	71.1	2,977,964	54.6
青森	5,814,366	55.0	3,183,979	65.5	60.3	1,788,949	74.1	3,022,910	55.4
沖 縄	5,979,941	56.6	3,322,019	68.4	62.5	1,776,128	73.6	3,156,565	57.9

資料出所 ①総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 ®総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

⑩総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」

諸指標による都道府県の総合指数

東		京	100.0)
神	奈	川	89. 2	,
大	717	阪	86. 6	
必		知	86. 4	
女		葉	83. 7	
 		庫	82. 1	
愛千兵埼		玉	81. 7	
京		都	81. 2	
一茶		城	80. 7	
茨静		岡	80.5	
富		山	80.5	
広		島	80. 3	
滋		賀	80. 2	
栃		木	79. 6	
群		馬	79. 4	
宮		城	78. 9	
lü		梨	78. 6	
		重	78. 6	
宮山三石福		川	78. 4	
福		岡	78. 4	
香		ĴΪ	78. 1	
岡		Щ	77.4	
福		井	77. 3	
奈		良	76. 9	
Щ		口	76. 9	
長		野	76.8	
北	海	道	76.8	
岐		阜	76. 1	
徳		島	75. 4	
福		島	74. 6	
新		潟	74. 3	
和	歌	Щ	74. 0	
愛		媛	73. 4	
島		根	73. 0	
大		分	72. 4	
熊		本形賀	72. 2	
山佐長岩高		形	72. 0	
_ 佐		賀	71. 6	
長		崎	71. 5	
岩岩		手	71. 4	
局		知	71. 1	
鳥		取	71. 0	
秋	10	田白	69. 7	
鹿	児	島	69. 6	
宮青		崎木	69. 2	
育		森畑	69. 0	
沖		縄	68. 5	

各都道府県に適用される目安のランク

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
В	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
С	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄